

令和 8 年第 2 回定例会

長 柄 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 9 日 開会

令和 8 年 6 月 10 日 閉会

長 柄 町 議 会

令和八年 第二回〔六月〕定例会

長柄町議会議録

令和八年 第二回〔六月〕定例会

長柄町議会議録

令和 8 年長柄町議会第 2 回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月9日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
本吉敏子君	6
1. 若者の地元就職促進と地元企業支援について	
2. ながら温泉の今後の運営について	
3. 高齢者等の外出支援事業の窓口一本化と利用しやすい移動支援体制について	
宮坂陽一郎君	27
1. 高齢化社会における移動手段確保と地域交通政策について	
2. 地域福祉事業に対する公費支出の検証と持続可能な支援体制について	
3. 水害対策について	
○請願第 1 号、請願第 2 号の上程、説明、採決	44
○報告第 1 号の上程、説明	47
○承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第 1 号～議案第 4 号の上程、説明	55
○散会の宣告	58

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	62
○開議の宣告	63
○諸般の報告	63
○議案第1号の質疑、討論、採決	63
○議案第2号の質疑、討論、採決	64
○議案第3号の質疑、討論、採決	67
○議案第4号の質疑、討論、採決	68
○発議案第1号、発議案第2号の上程、採決	70
○閉議及び閉会の宣告	71
○署名議員	73

令和 8 年長柄町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 7 日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 日 時 令和 8 年 6 月 9 日（火） 午前 10 時

2 場 所 長柄町議会 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	岡 部 弘 安 君	7 番	鶴 岡 喜 豊 君
8 番	池 沢 俊 雄 君	9 番	本 吉 敏 子 君
10 番	古 坂 勇 人 君	11 番	高 橋 智恵子 君
12 番	三 枝 新 一 君		

不応招議員（なし）

令和8年長柄町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月9日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長の報告）
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する
請願書
- 日程第 6 請願第 2 号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願書
- 日程第 7 報告第 1 号 令和7年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て）
- 日程第10 議案第 1 号 契約の締結について（普通河川刑部川護岸整備工事）
- 日程第11 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 3 号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第13 議案第 4 号 令和8年度長柄町一般会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

1 番 金 坂 光 章 君

3 番 佐久間 繁 英 君

5 番 岡 部 弘 安 君

2 番 宮 坂 陽一郎 君

4 番 神 崎 清 美 君

7 番 鶴 岡 喜 豊 君

8 番 池 沢 俊 雄 君

10 番 古 坂 勇 人 君

12 番 三 枝 新 一 君

9 番 本 吉 敏 子 君

11 番 高 橋 智 恵 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	若 菜 聖 史 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君
税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	佐 藤 幸 子 君
福祉課長兼 地域包括支援 センター長兼 福祉センター長	牧 野 正 幸 君	建設環境課長	前 田 友 和 君
産業振興課長	山 田 比呂貴 君	会計管理者	安 部 吉 輝 君
防災対策室長	大 谷 寛 君	教 育 長	酒 井 昌 史 君
学校教育課長 兼 学校給食 センター所長	上 島 雅 宏 君	生涯学習課長 兼 公民館長	佐 藤 幹 宏 君
選挙管理 委員会書記長	若 菜 聖 史 君	農業委員会 事務局 会長	山 田 比呂貴 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	内 藤 文 雄
議 会 書 記	福 士 結 彩	議 会 書 記	加 藤 阜 輝

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまでございます。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和8年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三枝新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

7 番 鶴 岡 喜 豊 議員

8 番 池 沢 俊 雄 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（三枝新一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月9日から明日10日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月9日から10日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和7年度、令和8年2月、3月、4月及び令和8年度、令和8年4月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。いずれも印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（三枝新一君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ通告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内に終わるようにお願いいたします。本日、質問順位1番から2番までの全てを行います。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（三枝新一君） 9 番、本吉敏子議員。

○9 番（本吉敏子君） 皆様おはようございます。9 番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいいたします。

初めに、傍聴の皆様、本日は足元の悪い中、また、大変お忙しい中、早朝よりお越しいただきましてご苦労さまでございます。ありがとうございます。並びにインターネット中継をご覧の皆様にも心より感謝申し上げます。

いよいよ関東甲信も梅雨入りとなり、町民の皆様の健康管理はもちろん、大雨による災害対策など、町民の皆様の暮らしを守るため、これからもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

そして、現在、中東情勢が緊迫する中、その影響が国民生活や経済に大きな影響が出ている中、本町では、物価高騰から町民の皆様の生活を守るため、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家計への負担軽減と町内事業者への支援を目的とした地域応援券 1 万 4,000 円の配布が予定されております。現在、町では、配布に向けた準備を進めていただいているものと思います。物価高騰が続く中、多くの町民の皆様が地域応援券の到着を心待ちにされていることと思いますので、一日も早く皆様のお手元に届くよう、引き続きご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、1 項目め、若者の地元就職促進と地元企業支援についてお伺いいたします。

総務省は 5 月 29 日、国勢調査の速報値が公表されました。少子高齢化が進み、死亡数が出生数を上回る自然減の拡大が要因と分析しております。出生数は減少傾向にあるため、今後とも人口減が続くと見られ、地域社会や経済の維持に向けた対策が求められております。

皆様ご存じのとおり、本町においても、人口減少や若者流出が大きな課題となっております。地元企業の方々とお話をさせていただく機会がありました。その中で、これから先、地元企業に入ってくれる若者がいてくれたら本当にありがたい。ぜひ地元に残って働いてほしいという切実なお話を伺いました。

しかし、現状としては、高校卒業後、専門学校、大学進学、また、多くの若者が都市部へ就職してしまい、地元企業へのつながりが少ない状況にあるとのことでした。また、企業の方からは、進路指導の中で地元企業の紹介が少ないのではないか。東京や都市部への就職が中心になっているように感じるという声もありました。もちろん、地元企業の中には、学校

へ直接足を運び、企業の魅力や仕事の内容を紹介しながら地元就職につなげるための努力、PR活動を行っている企業もあります。もちろん、若者自身の夢や進路は尊重されるべきではありますが、地元にも地域を支え、頑張っている企業があるということをもっと知っていただく必要があるのではないかと感じております。

本町でも、令和5年度から若者の人口減少対策及び産業の担い手確保を資するため、日本学生支援機構が貸与する奨学金の返還を一部助成する長柄町奨学金返還支援事業として、補助制度があります。大変よい制度ではありますが、それだけでは若者定住に十分結びついていない現状でもあるのではないのでしょうか。

そこで私は、地元企業に就職するメリットを町としてさらに後押しする必要があると考えます。以下4点についてお伺いさせていただきます。

1点目、地元企業の就職促進に対する町の考えについてお伺いさせていただきます。

2点目、地元企業を知るための、中学生職業体験の充実についてお伺いします。

3点目、地元企業に就職した若者への支援策についてお伺いいたします。

4点目、地元企業の魅力発信や若者向けパンフレット作成についてお伺いいたします。

次に、2項目め、ながら温泉の今後の運営についてお伺いいたします。

本町福祉センター内にありますながら温泉は、町民の健康づくりや交流の場として大切な施設であり、また、町外からも多くの方が訪れる地域資源となっております。そこで、今後の運営についてお伺いいたします。

1点目、町外利用者増加に対する町の認識についてお伺いいたします。

2点目、今後の施設維持管理に対する考えについてお伺いさせていただきます。

3点目、指定管理者制度導入の可能性についてお伺いいたします。

4点目、町民サービスを維持した上で、持続可能な運営についてお伺いいたします。

次に、3項目め、高齢者等の外出支援事業の窓口一本化と利用しやすい移動支援体制についてお伺いいたします。

現在本町では、高齢者等外出支援タクシー利用助成、路線バス利用促進助成、なごみライド75、さらに、社協の自立支援移送（福祉タクシー）など、様々な移動支援制度が実施されております。一方で、高齢者やその家族から、どの制度を利用できるのか分からない、どこへ相談すればよいのか分からないといった声も聞かれます。高齢化が進む本町において、移動手段の確保は、買物や通院だけではなく、社会参加や健康維持にもつながる大変重要な課題であります。

そこで、本町の移動支援体制についてお伺いいたします。

まず1点目、高齢者等外出支援タクシー利用状況についてお伺いいたします。

2点目、なごみライド75の利用状況についてお伺いいたします。

3点目、自立支援移送（福祉タクシー）の利用状況についてお伺いいたします。

4点目、地域支えあい型移動支援補助金についてお伺いいたします。

5点目、町窓口と社会福祉協議会の窓口連携や相談体制の一本化を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 若者の地元就職促進と地元企業支援について、1点目の地元企業への就職促進に対する町の考えについてお答えします。

地方では、進学や就職を契機に、若者が都市部へ転出し、そのまま地元へ戻らない状況が続いており、地域産業の担い手不足や地域経済の活力低下、さらには事業承継にも影響を及ぼしている状況です。

本町においても、地域産業を支える人材の確保は重要な課題であると認識しており、若者が地元で働き、暮らし続けたいと思える環境づくりが不可欠であると考えております。このため町では、ハローワークや関係機関と連携し、地元企業の求人情報の周知や、企業説明会、就職相談会などを通じ、地元企業と若者をつなぐ機会の創出に努めているところです。

また、若者が安心して働き続けられる環境づくりには、地元企業における働きやすい職場づくりや人材育成の取組も重要であることから、国や県の支援制度に関する情報提供などに取り組んでおります。

今後も、地域を支える人材の確保と地元企業の活性化に向け、関係機関や企業と連携しながら取り組んでまいります。

次に、2点目の地元企業を知るための中学校職業体験の充実についてお答えします。

長柄中学校では、生徒がどんな職業に興味関心があるか、将来どんな職業を目指しているのかなどをリサーチした上で、受入先の事業所を選択させ、2学年時に職業体験を実施しています。昨年度は、受入先である14か所の事業所のうち、長柄町の事業所は8か所となっており、半数以上の生徒が町内の事業所での職業体験を行っています。

今後は、さらに体験できる選択肢を増やし、生徒の将来の生き方や学び方につなげ、生徒

たちが自身の未来を描くきっかけとなるよう取り組んでまいります。

次に、3点目の地元企業へ就職した若者への支援政策についてお答えします。

本町では、昨年度から町への移住定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目的として、国、県の制度と連動した移住支援金制度を実施しており、U I J ターンによる若者の地元就職を後押ししているところであります。

さらに、本町で新たに事業を始めようとする方を支援するため、創業時の経費の一部を補助する創業支援補助金制度も設けており、若者のチャレンジを後押しするとともに、地域経済の活性化にもつなげているところであります。

引き続き、若者がこの町で働きたい、この町で暮らし続けたいと思える地域づくりに向け、企業の皆様と共に取り組んでまいります。

最後に、4点目の地元企業の魅力発信や若者向けパンフレット作成についてお答えします。

地元での就職を促進していくためには、地域にどのような企業があり、どのような仕事や働き方があるのか、分かりやすく伝えていくことが重要であると認識しています。

昨年度、企業や事業所、各団体の皆様のご協力を賜り、暮らしの便利帳を発行いたしました。冊子には地域企業の広告掲載を行い、住民の皆様に地元企業や事業所を知っていただく機会づくりにもつながったものと考えております。

議員ご提案の若者向けパンフレットにつきましては、地元企業や地域で働くことへの関心を高める有効な手法の一つであると考えております。今後、商工会や関係機関、地元企業と連携を図りながら、どのような情報発信が効果的であるか研究してまいりたいと思います。

以上、1項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の地元企業の就職促進ということで、企業と、また地域産業を支えるということで連携しているということで、地元の企業との連携をしているということは理解させていただきました。

しかし、実際に地元企業からは、若者との接点が少ないという声があります。町としても、単なる制度周知だけではなくて企業と若者とを直接つなぐ場づくりが必要ではないかなというふうに思っております。町長は企業の皆様との情報交換を行っているということを伺っておりますけれども、何社程度参加されているのか、また、その中で人材確保や若者の採用についてどのような声が寄せられているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町長と企業との情報交換の場につきましては、私も、町長、副町長と共に同席させていただきますので、私のほうから答弁させていただきます。

この情報交換の場につきましては、金融機関の呼びかけで、長柄町を魅力あるものとした
い有志の地元企業が参加されており、現在のところ、金融機関 1 機関、町内企業 3 社の計 4
事業者で行っております。

この情報交換の場につきましては、開催頻度は年 2 回程度で、各企業からは、事業の現状
や取組、課題、業界の動向、経営環境の変化など、幅広い意見交換を行っております。特に
近年は、全国的な傾向と同様に、人手不足や若年層の採用難に関する声も伺っております。
また、新卒採用の確保の難しさや、社員の定着に向けた環境づくりの必要性といった具体的
な課題も示されておるところでございます。

人材確保が大きな課題であるということを改めて認識しているところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） 年 1 回情報交換をされているということで、人材確保だとか具体的な
お話がされているということだと思います。

例えば、これから年 1 回と言わず、また何回か、いろいろな企業、3 社 4 事業さんでされ
ているということでありましたけれども、もう少し幅を広めながら、いろいろな事業者さん
と、そのような情報交換ができるようにこれから努めていただきたいと思うんです。例え
ば地元企業の紹介だとか、企業等の見学会だとか、先ほどもありましたけれども商工会と協
力していろいろなことを開催できるということをもう少し、今までなかなかそれがちょっと
見えていなかったということもありますので、ぜひ商工会も交えて地元企業、商工会に入っ
ていらっしゃらない企業もあると思いますけれども、その辺を協力して開催するというこ
とを提案したいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

地元企業説明会、それから企業の見学会につきましては、若者が地域の企業や仕事内容を

知る機会として有効な取組であると認識しているところでございます。

しかしながら、本町が単独で実施した場合、参加企業や参加者が限られ、十分な効果を得ることが難しいものと考えているところでございます。現在のところ、町が主体となって企業説明会などを開催する予定はございませんが、ハローワークや、千葉県が実施している取組への企業及び地元の若者の参加を促すため、引き続き情報提供、それから周知に努めるとともに、商工会のほうで企業とも情報交換をしているというお話もお聞きしておりますので、そちらと連携しながら、地元就職の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） これからも、ぜひ若者定住政策と地元企業の支援ということで、一体的に進めるということで、いろいろと施策を考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地元企業を知るための中学生職業体験の充実についてということで、現在は職業体験、職場体験ということで、町長のほうからも14か所の中のもう8か所は町内事業者でということの実施されているということは理解しました。

地元企業を知るという視点から、本当にこれからとても大事なことだと思いますので、地元企業の経営者や若手社員が学校へ出向き、また、自ら仕事の魅力を伝える出前授業のような取組も有効ではないかと思いますが、何社かは前はされているということを伺いましたけれども、現在の状況だとか分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上島学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（上島雅宏君） お答えさせていただきます。

こちらでつかんでいるのは、数企業、やっぱり中学校のほうに招いてというようなお話を聞いています。あとは、小学校のほうでも少しそういうような取組を行っているというお話です。

あとは、中学校の職場体験において新規開拓の余地がまだございます。今現在、介護、福祉に関わるような職業体験がありませんので、町内の特別養護老人ホーム、そちらのほうを新規で事業所とできるかどうかという検討をしてみたいと思います。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひお願いしたいなと思います。

例えば、今、課長のほうからもありましたけれども、介護、福祉ということでありました。建設だとか農業に関しても頑張っている方もいらっしゃると思いますけれども、地域を支える仕事を実際に見る機会とかを増やすというのもいいのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上島学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（上島雅宏君） 学校では、中学校での職場体験以外にも、地元を知るという視点の活動を行っています。例えば、小学校2年生の生活科で、町内の駐在所、消防署、コンビニエンスストア、それから車の整備工場などを訪ねて、見学やインタビューを行っています。また、3年生の社会科で、長柄町の地理、歴史、産業についても学んでいます。あわせて、総合的な学習の時間でも、竹細工作り、それから梅ジュース作りなどの体験活動を通して地域の産業に触れる機会があります。さらに、5年生の総合的な学習では、田植と稲刈りの農業体験を行っております。職業体験というふうに称してはおりませんが、地域を支える仕事を実際に見る、体験する活動を学校の教育活動で取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 職場体験、また地元を知るためにいろいろと工夫をされているということが分かりました。本当に体験学習だけではなくて、将来の地元で働く選択肢につなげる視点が重要と考えますが、教育長、教育委員会の考え方というか、今後の、分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上島学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（上島雅宏君） 先ほどご紹介した小学校での学習活動の狙いは、地域を愛する心、郷土愛を育てることにあり、これらの活動は、児童・生徒が将来、地元に残って働くことにもつながると考えております。

今後は、将来、地元で働く選択肢につなげるという視点を、教育委員会も現場もより一層意識して教育活動を行っていきたいと思っております。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。本当に、やっぱり地元若い方

がなかなか見られないというような声もありましたので、これからまたぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは3点目に行きたいと思います。

地元企業へ就職した若者の支援策ということで、奨学金の返還支援事業もそうですし、移住支援事業ということで、大変よい事業であると感じております。しかし、利用状況だとか、定住効果について、どのような状況なのか、分析されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

まず、奨学金返還支援事業につきましては、制度開始から日が浅いこともあり、現時点では利用者の就業状況や居住地継続の状況など、基礎的データ把握を進めている段階でございます。現時点では制度活用途中での転出者はございませんが、今後は利用者の定住期間や転出状況などを継続的に追跡し、制度の効果検証に活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、移住支援事業につきましては、本町においては昨年10月からの開始であり、現在のところ利用者はございません。本制度は、国の要件に基づき、東京圏からの移住や対象企業への就業など対象が限定されていることもあり、制度の周知や対象者への情報提供が重要であると認識しております。

効果分析につきましては、まずは制度の利用促進に向けた周知を促進するとともに、利用があった場合には、移住理由や就業状況、居住継続の状況などを把握し、定住効果の検証につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 移住支援事業については、利用するための条件があると思いますので、その辺もちょっと教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 具体的な要件のみをちょっとお話しさせていただきますけれども、1として、移住前の10年間で、通算5年以上かつ直近1年以上東京23区内に在住または条件不利地域を除く東京圏から23区内へ通勤しているものが、東京圏外または東京圏のう

ち条件不利地域の市町村に移住というところで、条件不利地域とは、長柄町該当になっております。そういうものが該当となっておりまして、さらに、県のマッチングサイトで地域ごとNAV Iというものがありますけれども、そちらに登録した企業に就職したことが条件となっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） なかなかちょっと厳しいのかなというふうに思いますので、もう少しPRをしていくということも大事だと思いますので、それはお願いしたいと思います。

例えば、地元の方が一旦東京23区内に5年以上移住し、また帰ってこられた方も対象となれるのでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 条件として、移住前の10年間で通算5年以上というところになっていきますので、そうすると、その条件を満たせば該当になるというところで認識しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） なかなかいないというのが現状で、昨年10月1日以降ということでしたので、これもちっとお話を聞いて、中にはすばらしい、家族で来られたりとかという、単身でもということでこういう支援があるということで伺いましたけれども、しっかりとPRをしていただきながら、また、来ていただけるとありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、企業さんと連携して、住宅支援だとか通勤支援、資格取得支援など、地元で働き続けやすい環境づくりも必要ではないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

本町では、現時点で具体的な施策はございませんが、若者の働く環境を整えるためには、行政だけではなくて、企業の皆様と連携が不可欠であると考えております。町長をはじめ、先ほども申しましたけれども、企業との情報交換の場でも人材確保の問題、採用難という

ころがございます。こうした声を踏まえながら、企業との協働による支援の在り方ということとは研究してまいりたいと考えております。

また、住宅支援というところでございますけれども、住宅資源の少ない本町にとって、空き家バンクが非常に有効的なものだというふうに考えておりますので、若者や移住希望者が住まいを確保しやすくなるよう、運用の改善や情報提供の工夫についても研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、資格取得支援とか通勤支援につきましては、他の自治体が行っているというところも、情報もいただいておりますので、そちらも参考にしながら研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、いろいろな事例があるところもありますので、研究していただきたいと思います。

また、ある自治体では、新卒者への就職祝い金だとか住宅補助などを実施している事例もあります。本町においても、地元企業へ就職した若者への支援制度について研究する考えはないのか、また研究していただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 繰り返しの答弁になりますけれども、他の事例を参考にしながらというところで勉強してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひいろいろな研究をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、4点目の、地元企業の魅力発信や若者向けパンフレットの作成ということで、昨年、おとしですかね、暮らしの便利帳ということで私も見せていただきました。本当に、地元企業を知っていただくためには見える化も大切ではないかと感じております。

また、以前NPOの皆さんと土建組合の皆さんが建設していただきました、すばらしい役場前のバス待合所があると思います。現在はバス運行がなくなって、十分活用されていないというのが状況だと思いますが、私はこうした既存施設を活用し、地元企業の紹介コーナーだとか企業のPRブースとして活用してはどうかと考えます。

例えば、企業の紹介パネルだとか求人情報、また、仕事内容の紹介、若手社員の声、また町内企業マップなどを設置することで、役場を訪れた若者だとか保護者の皆様にも地元企業を知っていただくきっかけになるのではないかなというふうに思っております。大きな予算をかけることなく、既存施設を活用できる点もメリットだと思いますので、また、役場入り口付近の小規模でも、企業紹介スペースを設けることで、町として地元企業を応援しているという姿勢発信にもつながると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

既存施設を活用した地元企業の紹介や情報発信につきましては、地域企業を身近に感じていただく機会を創出する点で、一つの手法であると認識しております。近隣市町村において、地元企業が製造している工業製品を展示し、地域産業や企業の技術力を広く発信している事例を視察したところでございます。地域の皆様に地元企業への理解を深めていただく取組として、大変参考になるものと考えております。

議員からご指摘のありましたバス待合所につきましては、施錠の問題や、展示物や掲示物の管理、防犯面での課題があることから、企業紹介スペースとしての活用は難しいものと考えております。

今後につきましては、地元企業の魅力発信については、商工会と連携しながら周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） まずは試験的なものでも構わないので、地元企業の紹介のスペースの設置だとかって、また検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

人口減少対策ということで、移住定住施策に目が向きがちですけれども、私はまず今いる若者に地元に残り続けてもらうことが最も重要であると考えております。長柄町には、地域経済を支え、地域社会を支えている企業等が数多くありますので、その企業が人材不足に悩み、将来への不安を抱えている現状を町全体の課題として捉える必要があるのではないかと思います。

若者が地元企業等を知り、地元で働くことを誇りに持ち、長柄町で暮らし続けたいと思え

る環境づくりは、人口減少対策にも直結する重要な施策だと思いますので、ぜひ、学校企業、商工会、行政が連携しながら、若者と地元企業をつなぐ取組をさらに前向きに進めていただくことを強く要望し、終わりにしたいと思います。

それでは、2点目をお願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） ながら温泉の今後の運営について、1点目の町外利用者増加に対する町の認識についてお答えします。

ながら温泉の利用者数は年々増加傾向にあり、町外からの利用者も増えており、県外ナンバーの車両も見られます。ながら温泉は、町民と町外の方が交流する場の一つとなっており、知名度とともにリピーターの方も増えていると認識しているところです。

引き続き、町内外を問わず、多くの方に来町していただき、愛されるながら温泉、愛される長柄町になることを期待しているところです。

次に、2点目の今後の施設維持管理についてお答えします。

福祉センターは、町民の福祉活動の拠点施設として平成10年4月に完成し、28年が経過しました。施設の老朽化も進み、利用者の増加や物価高騰に伴い、維持管理費も増加傾向にあります。今後も町民の健康増進及び生きがいづくりの場として、施設利用者が安心して安全に利活用できるように取り組んでまいります。

次に、3点目の指定管理者制度導入の可能性についてお答えします。

現在、福祉センターは長柄町社会福祉協議会と管理運営業務契約を締結しております。公共施設の指定管理者制度は有用な運営方法の一つと認識しており、制度の活用についても、他の自治体の事例を参考に、本施設における必要性を見極めてまいります。

最後に、4点目の町民サービスを維持した上での持続可能な運営についてお答えします。

ながら温泉は、町民からの評判もよく、継続的な運営をしてまいりたいと考えております。令和6年7月から始めた町民無料感謝デーも好評なことから、今後も利用者の声に耳を傾け、集いの場、憩いの場の一つとしてサービスを提供していけるよう、引き続き充実を図ってまいります。

以上、2項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただければと思います。

町長からも、ここ数年間の利用者数が増えたということで、このゴールデンウィークも、物すごい人が利用されているということで、びっくりさせていただきました。町長の公約でもあり、町民無料開放デーということも、利用者数も結構多いということで伺っております。

今回、町民無料開放デーで利用されている方からのアンケート調査を実施されていると思いますが、どのような意見だとか要望が出されているのか、できれば伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） 本吉議員のご質問にお答えさせていただきます。

利用者からどのようなご意見、要望等があるかというところでございますが、通常の利用者からのご意見に加えまして町民開放デーにつきましては、簡易的なアンケートを実施させていただいております。様々なご意見がございますけれども、主なものといたしましては、町民感謝デーの実施日における意見では、このまま毎月月曜日とよい、または土日に変えてもよいのではないか、日数を増やしていただきたいというようなご意見がございます。

全般的な利用のご意見につきましては、営業時間を延長してほしい、利用料金を上げてもよいのではないか、また、軽い軽食などの販売があるとよいなどの意見があり、運営委員会の中でも協議を重ねているところでございます。

今後も、利用者の声や運営委員会での調整を図り、よりよいサービスが展開できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、運営委員会の中でもいろいろと協議を重ねているということでありますので、今後もしっかりと、皆さんが利用しやすい状況を、ご意見を参考にしながら進めていただきたいと思います。

それで、2点目のほうに伺わせていただきたいと思います。

今回、物価高騰等ですね、影響によって上昇傾向にあること、ここ数年の管理費と利用料の収入をちょっと伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） ただいまのご質問に

お答えさせていただきます。

ここ3年間分ぐらいの実績でよろしいでしょうか。

令和5年度につきましては、管理運営費といたしまして2,391万15円、令和5年度の利用料収入が554万7,100円。令和6年度につきましては、管理委託費が2,468万9,084円、利用料収入が747万1,600円。令和7年度につきましては、管理運営委託費が2,631万7,231円、利用料収入は1,040万6,300円となっており、光熱水費や消耗品などの高騰により増加傾向にある現状でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 工事費だとか、また今回、水道光熱だとか消耗品が高騰しているというところでこういう形になるんだなと思いますけれども、工事費だとか修繕費ということで、どのぐらい、今までちょっとここ何年かかかっているのか、また予定しているのか、分かりましたら教えてもらいたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えいたします。

ここ数年、福祉センターに投じた主な工事費・修繕費ということでお答えさせていただきます。ここ3年間、主なものといたしまして、令和5年度につきましては、大広間の畳の表替え工事、金額で申し上げますと129万8,000円、年間全体での工事費・維持費につきましては258万5,330円。令和6年度につきましては、主な工事といたしましては、ボイラー周りの温水配管の補修工事といたしまして58万3,000円、全体の工事費・維持費で146万7,070円。令和7年度につきましては、ロビー等の床の改修工事といたしまして、金額で196万9,000円、全体の工事費、維持費といたしまして297万6,000円を支出しております。

主な修繕におきましては、機器の修繕や、消防等からの点検により指摘のあった内容が主な改修の要因となっております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 管理委託費だとか工事費、また修繕費を考えると、利用料の収入のみでは賄えないということで、一般財源の投入額も増えているということが推測されます。

そこで、今後の安定的な施設運営を考えた場合、利用料金の在り方についても検討が必要

な時期に来ているのではないかと思います、町の認識はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、今後も維持継続していく上で、利用料金の見直しにつきましても必要不可欠であるという認識でいるところでございます。利用者からの声と理解を含め、運営委員会での調整を図り始めているところでございます。

今後も事業の実施に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひよろしくお願いします。

それでは、3点目に伺いたいと思います。

先ほど町長からも、今後また検討していきたいということでお話がありましたけれども、仮に指定管理者制度を活用する場合、町民無料開放デー等、既存の事業は継続していけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもございましたが、指定管理者制度は契約手法の一つというように認識をしているところでございます。仮に指定管理者制度を立案する状況になった場合、既存の条件面も選考の一つになると考えているところでございます。既存の事業を残す、生かすのも、よりよい提案が出されるものも指定管理者制度であるという認識でございます。

実施するとなれば、選考に当たっての検討、調整を図りつつ進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 指定管理者制度は、町民サービスの向上だとか、継続的な施設運営に

も必要不可欠であると思いますので、経費の削減も視野に入れつつ、早期に検討していただきたいというふうにと思いますが、すぐ検討というか答えは出ないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

繰り返しとなってしまいますけれども、指定管理者制度につきましては契約手段の一つであるという認識でございます。同様の施設、また先進的な事例なども確認しつつ、検証し調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） しつこく申し訳ありません。

4点目に行きたいと思います。

町民サービスを維持した上で持続可能な運営についてということでもありましたけれども、今後、町民の利用が多くなることが町民サービスにもつながると認識しておりますけれども、長柄町の将来を見越した運営も必要だと思っております。今後どのようなサービスを展開していく予定なのか、ありましたら伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） ご質問にお答えさせていただきます。

ながら温泉につきましては、町民からの評判もよく、町民無料感謝デーも好評と認識しているところでございます。実施の回数や軽食の販売等につきましても、町民や利用者からの声がありますので、運営委員会での意見を仰ぎつつ、町民の憩いの場、集いの場となれるよう、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 先ほどもアンケートの中にもありましたけれども、町民や利用者からは営業時間の延長を望む声もあるということですけれども、サービス向上の観点から、営業

の時間の見直しについても、ぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

本日の質問を通じながら、ながら温泉が町内外から高い評価を受け、多くの利用者に親しまれている施設であることを改めて確認することができたと思います。一方で、今後は物価高騰や施設の老朽化などにより、運営経費の増加も見込まれます。だからこそ、町民サービスを維持しながら持続可能な運営体制を構築していくことが重要であると考えますので、本日、町長及びまた担当課からは、利用料金の見直しだとか、また、指定管理者制度についても前向きな答弁をいただいたのではないかなというふうに思いますので、ながら温泉がこれからも町民の憩いの場として大切な施設だと思しますので、町外から人を呼び込む地域資源として発展していくことを期待し、この質問は終わりにしたいと思しますので、3項目めをお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 高齢者等の外出支援事業の窓口一本化と、利用しやすい移動支援体制について、1点目の高齢者等の外出支援タクシー利用状況についてお答えします。

本事業は平成29年度から開始し、令和7年度末の登録者数は410人、うち利用者数は350人となっております。登録者及び利用者は年々増加しており、高齢者等の移動手段の一つとして定着していると認識しているところです。

次に、2点目のなごみライド75の利用状況についてお答えします。

本事業は、令和7年度の11月から、町内に住む75歳以上の方の町内移動手段として実証実験をスタートさせました。令和7年度末の登録者数は44人、うち利用者数は14人です。一定の利用者がいたことから、令和8年度から本格運行に移行しております。

次に、3点目の自立支援移送（福祉タクシー）の利用状況についてお答えします。

本年度の自立支援移送、いわゆる福祉有償運送事業は、長柄町社会福祉協議会で対応していただいております。本事業は令和17年度から開始し、令和7年度末の登録者数は26人、うち利用者数は11人で、利用者は、主に身体に障害をお持ちの方や人工透析を必要とする方で、令和7年度は年間296回となっております。

次に、4点目の地域支えあい型移動支援補助金についてお答えします。

本事業は、公共交通の縮小に伴い、移動に課題を抱える住民の外出を支援するため、地域での助け合いで移動手段が確保される、地域主体の新たな移動サービスの構築が円滑に進むよう、令和8年4月から施行した補助金で、現在、移動支援を実施している事業者から、申

請に伴う相談を受けているところでございます。

本事業を通じて日常生活の質が向上するとともに、コミュニティーの希薄化が進む中、地域でのつながりが強化され、見守りや交流が生まれることを期待しているところです。

最後に、5点目の町窓口と社会福祉協議会の窓口連携や相談体制の一本化の提案についてお答えします。

本町の高齢者等の外出支援事業には、利用対象者によりその実施主体が異なっております。それぞれの事業がその性質や利用対象者が異なることから、窓口を一本化することは難しい状況と捉えております。

事業の紹介や相談の支援においては、社会福祉協議会と連携しつつ実施しているところで、複数の選択肢があることで、様々な場面での利用が可能となります。その利用に関しては、引き続き町広報やチラシなどで周知を行い、より分かりやすい事業の推進を目指してまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いします。

以上、3項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 高齢者外出支援タクシーの利用数ということで、令和7年度は登録者数が410名、利用者さんは350人ということで、発行枚数に関してはどのぐらい利用されて、未使用があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

昨年度、令和7年度の発行枚数は、全体で1万7,640枚、うち利用枚数は9,370枚、利用残数、要は利用しなかった残数といたしましては8,270枚と認識しているところです。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 本事業は利用者数も多く、最も町民が使いやすい交通手段となっているという認識をしておりますが、利用者数、今回未使用が8,270枚あるということで、その理由というのが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

使用しなかった理由につきまして、今年度の申請を受付する際に、申請書の中で利用状況の確認をさせていただき始めました。その内容といたしまして、どれぐらい使ったかというようなことを聞かせていただいております。その内訳といたしましては、発行していただけれども全く使わなかったが1割、1割から3割を使ったという方が2割、4割から6割方使ったという方が1割、7割から9割を使ったという方が2割、全部使い切ったという方が4割でございました。

窓口でそのようなご意見を聞いている中では、取りあえずもらっておいた、もらったが家族の送迎で対応できた、他のサービスを使用したことで余ってしまったなどの話を聞き取ることができました。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） とても何か利用残数が多いので、もう少し使いやすいような対応を考えていただきたいというに思っております。今回、タクシーの料金も値上げもあって、以前より料金が上がっているという声がありますけれども、利用上限をなくすという考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

タクシー料金の値上げによる料金の増加は利用者の方からも伺っており、認識しているところでございます。

上限額につきましては、他の市町村の例を見ても設定しているところが多く、その理由といたしましては、もらってすぐ使い切ってしまうことや、タクシー会社への支払いの観点が主な原因と捉えております。

今後、庁内で調整を図りまして、実施、調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、使いたいときに使えるような体制をしっかりと考えていただき

たいというふうに思っております。

次に、なごみライドについてお伺いさせていただきたいと思います。

本当に、使いたいときに、登録者数が、利用者数が増えない理由、また、利用しなかった方の意見というのは聞き取っているのか伺いたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

登録したけれども使用しなかったという方につきまして、人数が限られておりましたので、4月に入りましてから電話にて確認をさせていただいております。主な理由といたしましては、家族の支えで代用できた、また、使用したい曜日に利用ができなかった、利用時間が短いなどの意見が主な理由でございました。

以上です。

○議長（三枝新一君） 本吉議員。

○9番（本吉敏子君） この辺を使い勝手がいいような状況に考えていただきたいというふうに、前向きに考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5点目の窓口の一本化ということで、先ほども利用状況だとか対象者が違うということで、まずどこへ相談すればよいのかというのがすごく分かりづらいという声が多くあります。窓口の一本化が難しいということは理解できましたけれども、しかし利用者から見れば制度の違いは分かりづらく、まず相談できる窓口の一本化されていることが重要であると考えますけれども、その辺を、一つ確認ですけれども、事業が違っても関わっている運転手さんというのは、協力してくれている方が重複しているのか、お伺いできればと思います。

そこでまた、運転手さんからの声も聞いているのかお伺いしたいと思います。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただきます。

町で実施している事業、社会福祉協議会で実施している事業でございますが、事業で運転手さんが重複している方は3名いらっしゃいます。3名の方からは特段、主なそういう要望、

苦情等は承っておりません。

以上です。

○議長（三枝新一君） 一応1時間という時間が過ぎましたので、以上で、9番、本吉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分からいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（三枝新一君） 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず最初に、高齢化社会における移動手段確保と地域交通政策について伺います。

現在、長柄町ではご承知のように高齢化がどんどん進んできております。高齢者の皆様の中には、自家用車によって日常生活を維持されている方が多数いらっしゃると思いますが、当然、加齢に伴って、今後運転継続が困難になる方も増加していくものと考えております。

そこでお伺いいたします。町は、免許返納後等による通院、買物、行政手続等の日常生活が困難となる住民の増加についてどのように認識しているのでしょうか。また、今後10年間で運転が困難となる高齢者人口をどの程度見込んでいるのでしょうか。さらに、現在の公共交通及び福祉輸送等の体制によって、これらの生活需要を十分に支えることができているというふうに認識されているのでしょうか。私は、交通政策を単なる移動手段としてではなく、医療、福祉、買物、見守り、行政サービス、これらを支える生活インフラとしての再構築をしていく必要があるというふうに考えておりますが、町の見解を伺います。

次に、地域の福祉事業に対する公費支出の検証と持続可能な支援体制について伺います。

高齢化の進行に伴い、地域福祉の重要性は今後ますます高まるものと考えております。一方で、限られた財源の中で住民サービスを維持していくためには、公費支出の効果検証も非常に重要であります。

そこでお伺いいたします。町が社会福祉協議会等に支出している補助金及び委託費等について、具体的な成果指標、いわゆるK P I、これは設定されているのでしょうか。また、補助金額と住民サービスとのバランスについて定期的な検証は行われているのでしょうか。これは妥当性に関しての検証ですね。さらに、今後高齢化が進行する中で、現在の体制を持続可能なものと考えているのかどうか、町の見解を伺います。

次に、水害対策について伺います。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、この長柄町でもいろいろな被害を受けているのが現状です。その規模も、全国的には年々大きくなっております。長柄町において、冠水、土砂流出、倒木、道路寸断等のリスクが存在すると思いますが、そこでお伺いいたします。町は、現在の水害リスクをどのように認識しているのでしょうか。また、冠水、土砂流出、道路寸断等の危険箇所についてどの程度把握しているのでしょうか。さらに、高齢化が進む中で、自力避難するのが困難な住民への対応体制が十分と考えているのでしょうか。加えて、過去にもあったように長期停電、断水、集落孤立、こういったものを想定した避難所運営の体制はどの程度整備されているのでしょうか、伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 初めに、1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 高齢化社会における移動手段確保と地域交通政策について、1点目の免許返納後の生活困難者の増加についての認識についてお答えします。

本町におきましては、高齢化が進む中で免許返納後に日常生活の移動が困難となる高齢者が今後確実に増加するものと認識しております。特に、買物や通院といった日常生活の基本的な行動が移動手段の不足により制約されることは、フレイルの進行や社会的孤立のリスクを高める重要な課題であると受け止めております。また、運転者の高齢化や公共交通の担い手不足が進む中で、従来の交通体系だけでは十分対応できない状況が生じつつあり、移動手段の確保は、福祉、医療、地域活力と密接に関連する横断的な施策課題であると認識しております。

次に、2点目の今後10年間の運転困難となる高齢者人口の見込みについてお答えします。

国の統計や本町の人口統計を踏まえると、75歳以上の後期高齢者人口は、今後10年間に確実に増える見込みです。一般的に75歳を超えると、視力、判断力、身体機能の低下により運転継続が難しくなる割合が高まるとされております。本町におきましても、現在の高齢者人口に加え団塊世代が後期高齢者となる時期を迎えることから、社人研の推計では今後10年間で現在よりも約20%、人数にして約1,900人程度が運転困難となる可能性が高い層となる見込みであります。

次に、3点目の現行の公共交通、福祉輸送体制で生活移動を十分に支えられているかについてお答えします。

現在、本町では既存の路線バス、なごみライド75、福祉有償運送に加え高齢者等外出支援タクシー助成制度など、一定の移動支援策を講じております。さらに、民間事業者2社による移動スーパーの巡回も行われており、買物困難者に対する生活支援の一助になっているものと認識しております。

しかしながら、これらの取組をもってしても、通院、買物など日常生活の移動を十分に支え切れるとは言い切れない状況であると考えております。こうした状況を踏まえ、本町としても送迎サービスを行う民間事業者との協力、連携の可能性や、地域の移動ニーズの把握など、本町に適した多様な移動支援の仕組みづくりを進めてまいります。

最後に、4点目の交通政策を生活インフラとして再構築すべきではないかについてお答えします。

ご指摘のとおり、交通政策は単なる移動手段の確保にとどまらず、福祉、医療、買物支援、見守り、地域コミュニティの維持といった生活全体を支える基盤として捉える必要性があると考えております。国においても、交通と福祉の連携、地域輸送資源の活用など、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を進めております。本町としても、こうした国の動向や民間事業者からの提案を踏まえながら、交通、福祉、地域づくりを一体的に捉えた生活インフラとしての交通政策について研究を進め、段階的に検討を深めてまいります。

以上、1項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の回答の中で、高齢化の進展は認識しているという答弁でしたけれども、この1,900人というのは、先ほどの答弁だと町ではなくてほかで出した20%程度という数値を掛け合わせたというふうに理解したんですが、町独自の算出というのはやられていないのでしょうか。つまり、当然将来の人口推計もあるし、それから、高齢化率もあって、

しかも現状かなり高齢化が進んだ長柄町では様々な実際のデータというのがあるはずなんです。ですから、もう少し町のほうでどのくらいの数が移動困難になるのか、運転ができなくなるのか、こういったところをきちっとまず推計するのが必要なんじゃないかと思うんですが、その辺は全くやられていないし今後もやる予定はないという認識でよろしいんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

町長の答弁にありましたものは、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を利用しております。こちらの推計値につきましては総合計画等にも利用しているというところで、こちらの推計値を利用しているところでございます。

町が今後どのぐらいになるかというところは、なかなか死亡者、自然減のところの推計が難しいところもございますので、その辺は一番エビデンスのある社人研の推計値を基に推計しているところでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の回答は、翻訳すると結局町では一切何もやっていなくて、外で出した2割というのは、これは全国に対しての平均的なものですよね。これを当てはめているというふうに考えられると思うんですが、あくまで、私が先ほど質問したのは、町独自で算定を、今までの経験を踏まえて、いろいろなデータが町にはあるはずなので、今後の人口、高齢化して運転ができなくなるような方がどのくらいいるかというのは、やはり個別の状況、いろんな要因がありますから、町で本来やるべきだと思うんですが、今の回答はそれはやられていないということで理解しました。

次の質問ですけれども、現状あるいろんなサービス、先ほどタクシー券が随分余っていると、半分まではいかないですけれども、それに近いぐらいの枚数が使えていないというような形で、これ非常に問題だと思うんですよね。何で使わなかったのかという中に、いろんな状況があって、一番大きいのは先ほど本吉議員からの質問もありましたけれども、タクシー代がどんどん上がって行って、ある程度遠い、例えば病院等に行くのに物すごい金額がかかる。例えば、仮に1万円近くかかるとすると、もうそれだけで、3,000円しか使えないのであれば、7,000円手出しになるわけです。これは非常に負担なんですね。ですから、そういった意味でも、先ほどの本吉議員のほうで要望があった利用の上限値を撤廃すると。これに

関してもその理由が、一度で使い切っちゃうとか、やっぱり利用者をちょっとばかにしている感じだと思うんですね。

子供じゃないので、頂いたタクシー券の利用に関しては、本人が当然管理する話なので、それは利用者に任せればいい話です。それを早めに使い切っちゃうとか、そういったところで制限しているというのは非常におかしい話なんですけど、そういう声も私聞いているんですけども、こういう、現状あるそれぞれのサービス、これについての実態調査、もう一つ、町でやっているなごみライド、それから福祉タクシー、これらも使えなかったとか、あるいは登録すらしなかったという方に対しても、やっぱりその理由を調査していく必要があるんですよ。

これは前回の議会でも、町長のほうで機会があれば今後なごみライドの登録しなかった方含めて、アンケートを行っていくような答弁があったと思うんですよ。そういうタイミングがあればと。どうも今までそれがなかったようなんですけど、これは町民の声、これをやっぱりもう少し聞く必要があると思うんですよ。こういった実態の把握というのは、現状どういう形でやっていらっしゃるんですか。それとも今私が認識しているように、結局町民にはあまり聞かずに非常に少ないサンプルで判断しているのか、これどういう状況なんでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） ご質問に対しお答えさせていただきます。

現状の把握をどのようにというところでございますけれども、先ほど本吉議員の質問の中でも回答させていただきましたけれども、利用者への簡易なアンケートまた各種計画を立案する際に、簡易なアンケートを対象者に対して実施した上で、それを事業に反映させているというのが現状でございます。

ご指摘のとおり、行き届いていない部分があるかと思いますので、今後はそのようなアンケートのタイミングでやる内容、その充実感を検討していければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 前回も同じような回答が町長からもあったんですよね。どこかのタイミングでとか。だけど、結局、3か月たっても何も行われていないわけです。だから、一

体いつ、どういう形で、どのタイミングでやるのかというのをぜひはっきりさせていただきたいんですよ。

一番タイミングがよかったのは、例えばいろんなアンケートがあるんですけども、各部門ごとに何かやっているようなものがあると思うんですよ。例えば世帯の調査とか、こういうのを一度、町長がきちっとまとめて、町として全住民を対象にそういったいろんな各部署が必要としているアンケート項目もそこに入れて実施するというのが効率がいいと思うんですが、町長、いかがですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

その都度、その政策において、今現状アンケート調査をしているところでございますが、全てトータルしたものというところは現在のところ考えていない状況でございます。個々の施策等のアンケートにより、それを積み重ねてデータ等を蓄積してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 担当部署はそういうふうに回答するんです。当たり前じゃないですか。これ、他部門にわたっているわけだから、町長がそういう意向で、そういう意思を持ってやらなければ絶対実現しない話なんですよ。だから町長の考えを伺ったんですが、どうもその辺はお考えがないようなので、次の質問に行きます。

令和元年から国交省が推進しているM a a Sという政策が、事業があるんですけども、当然ご存じだと思うんですが、ここで一番シンプルなのが、交通手段を現状あるもの、これを一括で、例えば利用者からは、先ほども本吉議員からの質問の中にもあったように、どこに何を頼めばいいかわからないので、利用者としてはとにかくこういう利用目的でこういうふうにしたいというのを一括して受けて、そこで振り分ける、そういう機能が求められているんです。だから、令和元年から国交省としてはその辺を順次推進して、千葉県内でも市原とか千葉市とか、流山、柏、いろんなところで実際にどんどん始まっているんです。

長柄町も、そういうところが、実際、利用者が困っているわけだから、当然、最低限基本的なM a a Sの考え、ほんの一部ですよ、移動のいろんな手段を統合して一括で受けて利用者に即したものを提供していくと、これに関してはどうですか、町長の考えは。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 近隣でもやられているところがあるということで、本当に、いいところはまねしていきたいと思いますので、研究、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これは令和元年からもう国交省が進めている政策なので、ぜひ、今からだと、先ほど言ったような単に交通手段、移動手段だけをどうこうするんじゃないくて、やはり長柄町版のM a a Sということで、今回質問の中にある、移動診療だとか移動薬局、移動役場、移動金融、こういったものを併せて統合して、あくまでも生活支援型の交通政策、これが必要だと思いますけれども、そういった方向でぜひ検討していただきたいんですが、町長としてこういった内容で推進していくというお考えはいかがですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 我が国におかれましては2013年に交通基本法が制定され、交通は公共サービスであるとの理念が示され、欧州型へのアプローチへ前進しましたが、理念が示されたものの、制度、財源、運用面では欧州にはいまだ、宮坂議員も知ってのとおり至らないところだと思います。

2020年に交通基本法が改正され、公共交通の維持のため国が支援することが明記されました。本当にこれから高齢者の生活インフラというのは本当に考えていかなきゃいけないところが出てくると思います。先ほどの病院の関係も宮坂議員のほうからご指摘がありました。こういうのを全部絡めて、この町でできること、また広域連携で進めていかなきゃ今後いけないところが多々出てくると思います。今私ども、広域連携で今話を進めさせていただいていまして、広域でこういうことはできるよね、町ではこういうところをやっていけばいいんじゃないのかなということは、今進み出しております。

それも、今後私どもこの中で検討させてもらい、いずれか高齢者の公共交通インフラですか、そちらのほうに生かしていけるように、本当に生活がよくなるように、困っている人を支え合えるような世の中にしていきたいと思いますので、そこだけは十分ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと、そば屋の出前的なふうに聞こえたんですが、いずれにしてもその方向じゃないとやっぱり支えられないわけですよ。だからぜひ、これは検討していただきたい。あるいはもう検討の段階じゃなくて、先行事例がいっぱいありますから、まずは何か小さいところからスタートするという形で、ぜひ実行していただきたいというふうに考えます。

次の、2番目の答弁をお願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、2項目めの質問に対し答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 地域福祉事業に対する公費支出の検証と持続可能な支援体制について。

1点目の、町が社協等に支出している補助金、委託費について、具体的に成果指標、K P Iは設定されているかについてお答えします。

今年度から長柄町第5次総合計画後期基本計画がスタートしております。その中で、量的手法や質的手法が設定できる町が実施する主な事業は、いわゆるK P I、重要実績評価指標を定め、その妥当性を図るとともに、P D C Aサイクルを活用し、事業の費用対効果を戦略的に高めているところです。

一方、社会福祉協議会が実施する事業は、相談支援、見守り活動、地域づくりなど数値化が難しいつながりや関係性を基盤とする取組が多く、単純的な指標では実態を正確に評価できないため、その特性を踏まえ、現時点では補助金に対して個別のK P Iは設定しておりません。

このことから、町では社会福祉協議会が実施する事業について、その事業報告や活動実績、住民からの評価など、量的、質的な情報を基に総合的に確認する形で適切な検証と監査を行っております。なお、補助金の透明性の向上や成果の可視化は重要であると認識しており、今後も社会福祉協議会と連携を密にして、必要に応じて指標の在り方について慎重に対応してまいります。

次に、2点目の補助金、委託費と住民サービスのバランス検証は行われているかについてお答えします。

町が実施する福祉事業には、法令に定めのあるものや、本町独自の事業もあり、福祉分野のサービスは子供から高齢者まで幅広い業務を担っていると認識しております。そのような中で、福祉相談、地域の見守り、孤立防止、地域住民同士のつながりなど、地域福祉の取組

は短期的な成果や数値化された効果よりも住民の安心感や生活の安定、地域力の向上といった、質的、長期的な効果が中心となるものでございます。

このことから、町では費用対効果の単純な数値化ではなく、事業の実施状況、参加者の変化、課題解決の寄与などを総合的に勘案することで、事業の妥当性や必要性を検証しているところでございます。

なお、事業計画の更新時などに定期的なアンケート調査を実施し、サービス利用者の意見を収集し、事業へ反映するよう努めています。今後も、事業関係者及びサービス利用者の意見を踏まえ、事業の推進を図ってまいります。

最後に、3点目の今後の高齢化進行を踏まえた場合、現行体制を持続可能と考えているかについてお答えします。

本町におきましては、高齢化の進行に伴い福祉サービスの需要が今後さらに増加することを見据え、持続可能な体制の構築が重要な課題であると認識しております。現行の福祉サービスを安定的に維持していくためには、行政だけではなく地域住民、関係団体、医療、介護機関など地域全体で支え合う仕組みを強化していくことが不可欠であると考えております。具体的には、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実、地域の見守り活動や多様な主体による支援の推進、デジタル技術による業務の効率化など、限られた人材、財源の中でもサービスを維持できる体制づくりを進めてまいります。

また、一方で、介護予防や健康づくりの取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられる環境を整えることは、結果として福祉サービス全体の負担軽減にもつながるものと考えております。今後も、地域の実情や課題を踏まえながら、持続可能な福祉サービスの提供体制の確保に向けて必要な取組を着実に進めてまいります。

以上、2項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） いろいろと回答いただいたんですが、結局数値目標というのが明確になっていないというのが明らかになったわけです。もうかなりの金額、数千万円単位で公費を投入しているわけですから、これに対して成果指標が具体的にないというのは大問題だと思うんですよ。

最低限、例えば先ほどもながら温泉の話が出ましたけれども、これが一体住民何人にサービスが提供されているのか。2,000万円弱の赤字なわけですがけれども、どうも先ほどの話だと町内、町外問わずという文言が、町長からも回答の中で出ていましたけれども、もともと

は町内の福祉が基本だったはずなんですね。そこに対して、だから社協に多額の運営費を渡してこれをしていただくという話になっていたんですが、いまだに町の具体的な住民の何人がこれを利用しているのか、それすらまだ把握できていない。これは本当に大問題だと思うんですよ。

町の税金を使うんだから、もう少しこういった数値目標をきちっと、2,000万円弱の手出しがあるわけですよ、税金として。それに対して、一体住民何人が、例えば具体的にながら温泉に絞った話にすると、これを利用していただくとバランスが取れるのかと、こういった議論をまずやるべきなんですよ。そうじゃないと話がおかしいんですよ。とにかくこの目標達成というのが定められていないとすると、毎年だらだらと同じ補助をやって、何ら成果に対してはチェックが入らない。事業報告とかというのは、これは実際の成果と全く関係ない話なので、これは不正があるかないかの話ですから。その投入した、支出した公金に対して、きちっとその効果をやはり見ていく必要があるんですよ、定期的に。それを怠っているというのは非常に問題だと思います。

とにかく、高齢化が進めば福祉の需要はどんどん増加していくんですよ。一方で、税収というのはどんどん減少していくわけですよ。それに対して、効率を一切問わずに今公金を出しているとする、どんどん増えていくものに対して福祉サービスがどんどん薄くなっていくわけですよ、比率として。これはもう一度検討し直して、先ほどの町長の答弁の中には定性的な話がほとんどですね。具体的な利用者数とか、例えば社協に出している具体例としていろいろあると思うんですよ、個別に。そういったものが一体、町民何人にサービスが届けばこれだけの公費が妥当だと、まずそこからきちっと考えていただいて、それを町民、議会含めてそれが納得できるレベルなのかどうかというところをまずチェックして、そこからそれに対応して妥当な公金を投入していくと、こういったことが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか、町長の考えは。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） 取りあえず、現場のほうを携わっております福祉課のほうからお話をさせていただければと思っております。

まず、町長の答弁の中で、町の総合計画にうたわれているものとうたわれていないものがあるというところはお認識いただいておりますかと思っております。かねてから、社会福祉協議会、また福祉センターにつきましては、ご指導、ご指摘をいただいているという認識も私自

身持っております。

4月から着任いたしましたして、数字で表せないようなものを、実際どのようなことが現場で起きているのかというところで、各種事業に私自身足を運んで、心配事相談であったり包括の介護予防運動とか、そういった場面に足を運んで、実際どのような方がどういうふうに来て、どういうふうに利用しているか、そういうのを、数字では出せないようなものにつきましても現地に足を運び声を聞く、そういう体制を意識して今業務に当たっているところでございます。いろんな指標の出し方があろうかと思います。ほかの町村の事例も、今後、研究、勉強させていただきながら、しかるべき対応をしていければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 数量化できないサービスも確かに中にはあると思うんです。それは特殊なケースであって、基本的にはどんなサービスでもやっぱり目標設定というのが当然でできるはずなんですよ。できない理由を考えてもらっては困るので、やっぱりきちっとした目標数値、これをまず上げていただいて、それが妥当かどうかを検証していただいて、そこからそこに公金を投入すると、こういう手順じゃないとやっぱりおかしいんです。

私はこれ、福祉を縮小すべきと、そういうふうに言っているわけでも何でもないんです。むしろ限られた財源の中で、いかに持続可能で町民に広くサービスが提供できるような、そういう福祉政策に転換すべきだというふうに申し上げているんですね。町長は、今後の地域福祉をどのように再構築していくお考えがあるのかあるいはないのか、これをちょっとお聞かせいただけますか。問題点をもし認識されているとしての前提の質問なんですけれども。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「なければならないでいいんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 月岡町長。

○町長（月岡清孝君） お答えします。

見解の相違があるようですが、本件に関する論点への、町の現在の取組は先ほど申したとおりでございます。また、事実関係として申し上げるものも同じ内容と申します。本当に、これから高齢化して福祉、宮坂議員もこの質を、福祉のこれを落とさないように、それも重々私もその思いでございますので、いずれ、今度本当に社会福祉協議会また皆さん協働でやっていく、そういう方向に進んでいくというのも私の思いでございますので、そちらのほ

うは今の発言でご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ぜひ、公金の効率的な使い方を進めていただければと。まずは数値化ですよ。目標値をきちっと設定する。そこから始めていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

そうしましたら、次の水害対策についてお願いします。

○議長（三枝新一君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 水害対策について、1点目の町として現在の水害リスクをどのように認識しているかについてお答えします。

町では、近年の豪雨災害を通じて、水害リスクが従来と想定を上回る速度で高まっていると強く認識しております。昨今は、気候変動の影響により短時間に集中して降る雨が増加しており、これまで大きな被害が生じていなかった地域にも浸水や河川の氾濫が発生する可能性が高まっております。

このことから、町では最新のハザード情報の反映、排水路の点検、強化や河川管理者との連携強化、避難情報の迅速な発信など、多角的な視点から水害リスクを総合的に捉えているところです。また、行政の対応だけでは限界があることから、地域住民の方々や関係団体とも連携し、自治会への防災説明会を実施するなど早期避難につなげられるよう取り組んでおります。今後も、豪雨災害の教訓に踏まえ、地域の安全確保に向けた水害対策の強化と住民の防災力の向上に努めてまいります。

次に、2点目の冠水、土砂流出、道路寸断等の危険箇所について町はどの程度把握しているかについてお答えします。

町としましては、長柄町総合防災マップ、千葉県ホームページやちば情報マップのほか、過去の災害履歴により危険箇所を認識しております。このことから、冠水箇所は県が公表している洪水・浸水想定地区として一宮川、水上川、徳増川、豊田川の各河川流域のほか、過去に大雨により冠水した長柄山地区などを危険箇所として認識し把握しております。

続いて、土砂流出箇所ですが、町には県が指定する土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域や道路を構成するのり面で土砂流出の可能性のある箇所として認識し把握しております。なお、把握している危険箇所については平時の巡回などで状況を確認するとともに、必

要に応じて応急処置や関係機関への情報提供を行っていきます。

また、町管理の危険度が高い箇所については順次対応を検討し、予算の範囲で計画的に対応しているところです。さらに住民の皆様には防災マップや広報、ホームページ等を通じて危険箇所の情報提供を行い、避難行動につながるよう周知に努めております。

次に、3点目の、高齢化が進む中で自立避難困難者への対応体制についてお答えします。

災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方々の支援体制として長柄町災害時避難行動要支援者支援プラン全体計画を作成し、現在、円滑な支援が行えるよう、避難行動要支援者のうち同意を得た方に対し、個別避難計画の作成を進めております。

次に、4点目の住民が避難行動を取れる体制整備の必要性についてお答えします。

議員のご指摘のとおり、各種の災害において住民の避難行動体制を整備することは重要であるものと認識しております。水害においては、地震災害と異なり、ある程度の予測が可能であることから、町としても比較的早い段階から住民の避難行動が行えるよう準備することが可能であるものと理解しております。このため、地域防災計画における避難指示等発令基準などの見直しのほか、住民の方々が自らの判断で避難ができるよう、防災に関する知識などについて、今年度から要望のある自治会から出前講座という形式で地域の特性に応じた防災講話や訓練などを実施していく予定です。また、来年度から地域の防災リーダーを育てる災害対策コーディネーター養成講座を開催できるよう、今年から準備をしていく予定であります。

次に、5点目の長期停電、断水、孤立を想定した避難所運営体制の整備状況についてお答えします。

現在、町の指定避難所は9か所あり、町民体育館を除き、それぞれの避難所の近傍に備蓄倉庫を配置しており、その倉庫には発電機、飲料水、食料などを備蓄し、停電、断水、孤立に最小限対応できるような体制について整備しているところです。また、避難所運営についてですが、昨年、職員に対する避難所開設訓練を実施し、職員が避難所における受付、誘導、避難スペースの確保、物資管理などマニュアルに沿った具体的な手順や役割分担を確認することができました。

今年度につきましても、避難所運営マニュアルに基づき、職員に対する避難所開設訓練を実施するとともに、職員が対応困難な場合であっても、施設管理者や住民の方が速やかに避難所を開設し、初動運営が行えるよう、必要な手順書、掲示物、書類、資機材を一まとめにした避難所開設キットを指定避難所ごとに順次整備しております。これにより、災害時の混

乱を最小限度に抑えるよう引き続き取り組んでまいります。

最後に6点目、倒木、土砂崩れ等による集落孤立リスクをどの程度想定しているかについてお答えします。

孤立する可能性が高い集落については、令和6年千葉県が実施した調査において孤立の定義と判定条件が示されております。この調査の結果により、長柄町においては、地震、風水害に伴う土砂災害による道路構築物の損傷、道路への土砂堆積を理由として山根・飯尾地区、船木・八反目地区、長柄山地区、辺田地区、三沢地区、金谷地区、長柳地区、日の宮地区、高山地区及び大庭地区の10か所の集落が孤立集落に該当するものと県から判断されております。

このことから、町としてはこの10地区が孤立する可能性が高い地区として認識し、想定しているところです。

なお、孤立が想定されている地区につきましては、災害時に外部との連携が途絶えることが最も大きな課題であることから、各地区との通信手段の確保としてIP無線機を導入し、孤立時でも町との連絡が確保できる体制を整備しております。

また、道路の寸断や土砂堆積、倒木等により孤立が発生した場合には、状況把握のためのドローンの活用等を含めた現場巡回の評価や関係機関との連携による早期復旧に努めてまいります。さらに、当該地区の住民の皆様とも連携し、避難所運営訓練や情報伝達訓練を通じて、孤立時における自助・共助の体制づくりにも取り組んでまいります。

以上、3項目めの答弁とさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと具体的な数字をいただけなかったんですけれども、危険箇所、これは何世帯あるんでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を願います。

大谷防災対策室長。

○防災対策室長（大谷 寛君） お答えいたします。

こちらは、具体的な数として何世帯、何名ではなく、地域の先ほども言いました警戒区域等がこの地区では469か所ということがあって、それに付随しまして、そこで道路に面するところもありますし、そのようなところで把握しているというような状況であります。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これ、ぜひきちっと、個別に集落ごとじゃなく、集落の中でも危険

なところとそうじゃないところがあるわけですね。だから、お宅は危険ですよというのがちゃんとアナウンスされていないと、その住民は分からないわけです。

あと、ハザードマップに関しても、これは全世帯に配布されているものなんでしょうか。ちょっとその分だけ先に確認したいんですが。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大谷防災対策室長。

○防災対策室長（大谷 寛君） まず、ハザードマップにつきましては全世帯に当時、令和2年に作成されたものでございますので、そのときに配布しているというふうに認識しております。なお、実は先週日曜日に出前講座もやっております、そのときにもハザードマップを持って行って、当然欲しいという方には配っているというような状況です。そのほか、転居とかしてきた方用にも町としては準備しておりますので、それに対応いたします。

すみません、順番はちょっと前後しましたが、危険な箇所の世帯数というのはまさにおっしゃるとおり、例えば何々地区、何々自治会は何世代、何名というのはある程度分かっておりますので、あとは、例えばキキクルとか気象庁が出すやつで、その場所がもう危険であるということになれば、その箇所に對して、何々地区に住んでいて土砂災害の危険があるところに住んでいらっしゃる方は避難してくださいというような形でアナウンスしていくというふうなことで私は認識しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほど私が伺ったのは、危険な世帯とそうじゃない世帯が同じ集落にもあるわけだから、あらかじめお宅は危険ですよというふうに認識してもらうのが非常に重要だと思うんですよ。だから、せいぜい二千数百世帯しかないわけだから、もう少しきめ細かく、やはり世帯ごとの対応をしていただきたいというのが私の希望です。

もう一つは、個別の要支援者に対してなんですけれども、先ほど、了解を得た方に対して個別避難計画を作成云々という話が出たんですが、これは、要は本来対象となる要支援者のうちの何%で、具体的に今その了解は得たというのは、今個別の計画を作成しているのは、さらにその中の何%になるのか、それをちょっと教えてください。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

牧野福祉課長。

○福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（牧野正幸君） お答えさせていただ

きます。

現状、個別避難計画を策定できている方は2名という状況でございます。今現在、福祉課のほうで所管しております要支援者名簿に登録してある方は74名でございますので、割り返しますと、パーセンテージでいいますと約3%しか整備できていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 質問、もう少しあったんですけれども、要は、登録者がこれだけだと。でもこれ登録者だけじゃないですよ、対象になるのは。全世帯にわたって調査をして、お宅は要支援者ですねというふうにやったわけではないので、これはあくまでも想定するしかないんですけれども、本来だったら何名いらっしゃって、桁が全然違うと思うんですよ、74名なんていうのは。だから、もう少し、そこを今当然そのデータがないというふうに理解しているので、今後はきちっとその辺の情報を取って、例えば何百人いて、その中の今74名、それは、じゃ、どうやって潰していくんだと。その中で2名しかできていないと。そうすると、じゃ、残りの人はどうするんですかという話になるわけですよ。

ですから、ぜひそれは積極的にもっと進めていただきたいというのと、あと、これは質問なんですけれども、この個別の避難計画というのは2名できていると。そうすると、その個別の避難訓練というのは実施されたんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に答弁を求めます。

大谷防災対策室長。

○防災対策室長（大谷 寛君） まだ訓練は実施しておりません。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 訓練の計画はあるんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大谷防災対策室長。

○防災対策室長（大谷 寛君） 現在のところ訓練の計画はございません。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これは、訓練なしで突然そういう災害に見舞われた場合に、要支援者側じゃなくて具体的に誰がどういう形でそこに行って、どういうふうな形で、例えば避難所まで送るとかいろんな対応があると思うんですけれども、それをやっていないと、例えば

今月、来月災害が来たときに誰も動けないんじゃないですか。それとも、何か自動的に動けるような体制があるんですか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大谷防災対策室長。

○防災対策室長（大谷 寛君） お答えします。

個別避難計画自体は、誰が避難するものというのが決められていて、どこに避難するとかそういうような計画でございますので、基本的にそこに書かれている内容でやると。したがって、今回特に我々のほうが、町のほうが主導的にこの訓練をやるというような今計画はないというのは先ほど回答させていただきました。

現状、先週起きました台風6号、このときたまたま個別避難計画を2名の方がつくったんですけれども、その地区に連絡を入れまして、そのときに逃げる態勢が取れているかというのを確認して、安否の確認も含めて、そういうような形で町として個別避難計画を使用しているというようなことでございます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 現状は分かったんですけれども、これは抜けているのはやっぱり自分で動けない、例えば介護を受けている方とかいうのが、例えば独居でいらっしゃる、これをやっぱり誰かが助けに行かないと逃げられないわけです。これはもうずっと前から言っている話なんですけれども、そういった者が一人もいないというのであれば、そこは抜いてもいいんですけれども、これは普通に考えて、私も何人か存じていますけれども、やっぱり普通に健康体のようにどんどん逃げていくとか、歩いていくというのが困難な方もいらっしゃるわけです。そういう方を、何かあったときには救助しなきゃいけないと。だから、ぜひその体制、これはもう以前からお話ししているんですけれども、そこはきちんと体制を組んでいただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなったので、最後に、先ほどの避難所は一体何日もたせるように設計されているのか。夏場の例えばエアコンで使う電気とかあるわけですね。そうすると、発電機で燃料はどれだけでもつのか、食料と水はどれだけでもつようにしているのか、これはどういう方針でやられているのか、何か今決められていることがあれば教えていただけますか。なければ答弁は結構です。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大谷防災対策室長。

○防災対策室長（大谷 寛君） 今分かっている範囲でお答えさせていただきます。

主な備蓄品としましては、町全体としましては、食料は9,290食分、飲料水……

〔「このデータは要らないです。何日分と聞いているので、日にちが分からなければ結構です」と呼ぶ者あり〕

○防災対策室長（大谷 寛君） 分かりました。条件が整わないと答えられませんので、答えは控えさせていただきます。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません、ちょっと時間がないので。

本日取り上げたのは、交通、福祉、防災それぞれ別の問題ではないんですよ。人口減少で、高齢化がどんどん進んでいく中で、住民が安心して暮らし続けられる町をどのように維持していくかという共通の課題なんです。それは町長もご理解いただけると思うんですが、これからの行政には、こういった縦割りの行政じゃなくて、やはり移動とか医療、福祉、防災を一体として考えていく、そういう視点が求められると思うんです。町としても、将来を見据えた具体的な取組を進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（三枝新一君） 以上で、2番、宮坂議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時15分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時15分

○議長（三枝新一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決

○議長（三枝新一君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、日程第6、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、いずれも教育に関する請願でありま

すので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件につきましては、紹介議員であります佐久間繁英議員の趣旨説明を求めます。

3番、佐久間繁英議員。

○3番（佐久間繁英君） 3番、佐久間繁英です。傍聴人の皆様には、ご多用の中、お足をお運びいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

ただいま議長より趣旨説明の要求がありましたので、私から説明させていただきます。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について説明をいたします。

受理年月日は、いずれも令和8年5月13日で、請願者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、船橋紀美江様です。

紹介議員は、私、佐久間繁英です。

初めに請願第1号ですが、義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子供たちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている、教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。

また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきますので、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望しようとするものです。

続いて、請願第2号ですが、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変

化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要がありますので、次の項目を中心に、2027年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。

子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。

安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。

多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講ずること。

安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

G I G Aスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

議員各位におかれましては、本請願書の趣旨にご賛同いただき、国に対し意見書の提出をしていただきたくお願いするものです。

令和8年6月9日提出、長柄町議会議長、三枝新一様。

皆様、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 説明が終わりました。ご苦労さまでございました。

お諮りします。

この請願第1号及び請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願書について、採決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、請願第1号は採決することに決定しました。

続いて、請願第2号 「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する請願書について、採決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、請願第2号は採決することに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（三枝新一君） 日程第7、報告第1号 令和7年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 報告第1号 令和7年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、昨年12月10日及び本年3月19日の議会定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいた脱炭素化推進事業ほか17件について、地方自治法

施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 報告第1号 令和7年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をいたします。なお、事業名と翌年度繰越額のみ説明とさせていただきます。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、脱炭素化推進事業4億268万円。同じく地域応援券発行事業9,164万円。同じく県水道料金減免事業72万1,000円。

3項戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関する事務事業511万5,000円。

3款民生費、2項児童福祉費、物価高子育て応援手当支給事業72万円。

5款農林水産業費、2項林業費、小規模治山緊急整備事業2,860万円。

7款土木費、1項土木管理費、土木総務費（財産相続清算人選任申立）101万円。同じく地籍調査事業1,709万9,000円。

2項道路橋梁費、要望路線改良事業1,388万3,000円。同じく町道3033号線道路改良事業6,838万円。同じく町道3004号線交差点改良事業1,732万1,000円。同じく広域最終処分場関連事業2,700万円。

3項河川費、河川維持事業2,100万円。同じく広域最終処分場関連事業（河川）320万2,000円。同じく河川改良事業5,200万円。

9款教育費、2項小学校費、統合小学校建設事業6,300万円。

3項中学校費、屋内運動場耐震診断事業1,100万円。

計17事業を繰り越すこととし、主な理由としましては、関係者との調整に不測の日数を要したこと、事業の性質上、年度内に完了しないなどによるものです。

なお、7款土木費、4項住宅費、住宅管理費（日吉団地立烏住宅老朽化に伴う転居等に要する補償）は、令和7年度中に事業が完了しましたので、繰り越しておりません。

以上、繰越明許費繰越計算書の補足説明とします。よろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 以上で報告を終わります。ご苦労さまです。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

今回、令和7年12月26日に、令和8年度税制改正大綱が政府において閣議決定され、地方税法等の一部を改正する法律などの関係法律が本年3月31日に公布されたことを受けて、長柄町税条例の一部を改正する条例を制定しましたが、法施行日が原則4月1日の施行となる関係上、議会を開催する時間的余裕がないことから、同日付での処理、取扱いとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第1号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて、補足説明を申し上げます。

まず、このたびの令和8年度税制改正の大綱の主な概要は、物価高への対応の観点から、物価上昇と連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引上げるほか、自動車諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止などを行うものであります。

今回、地方税法の一部を改正する法律に基づく国の準則と同様に、長柄町税条例においても所要の改正を行うものであります。

では、附属資料の1、新旧対照表により、各施行日ごとに、改正対象条文番号、主な改正内容についてご説明いたしますが、恐れ入りますが、新旧対照表については、改正箇所が多

岐にわたる場合は、主な条文番号及びページのみでご説明いたしますのでご了承ください。

まず、令和8年4月1日施行分でございますが、新旧対照表の11ページから19ページをご覧ください。11ページから19ページになります。

第80条から第91条、軽自動車税に係る関係でございますけれども、米国の関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担軽減、簡素化をするため、環境性能割を廃止し、また環境性能割の廃止に伴い、種別割の名称を軽自動車税に改めるものであります。

なお、第18条の3、第19条、附則第15条の2から附則第16条の2についても同様の改正となりますので、ご了承ください。

続きまして、新旧対照表の3ページをご覧ください。

第33条第3項関係でございます。

所得割の課税標準の関係でございますが、特定大口株主等が受ける上場株式等の配当について、これまで配当割の対象外でしたが、引き続き総合課税の対象とした上で、県民税配当割の対象とすることとしたために所要の改正を行うものであります。

続きまして、新旧対照表の20ページから22ページをご覧ください。

附則の第7条の3から附則の第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の関係でございますけれども、住宅借入金等特別控除の見直し等適用期限の延長に伴い、現行の本条例附則第7条の3を削除し、附則第7条の3の2を第7条の3に繰り上げ、それに伴い、附則第16条の3から附則第19条、附則第20条から附則第20条の3についても当該関係規定における適用条文を改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の23ページをご覧ください。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の関係でございますが、特例に係る適用期限について、令和9年度までを令和12年度までに延長する等の改正であります。

続きまして、新旧対照表の24ページから26ページをご覧ください。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の関係及び附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の関係でございますが、主な改正内容について、再生可能エネルギー発電設備における適用対象設備の拡充及び範囲を限定するなどの見直しを行った上で、適用期限を3年延長し、バリアフリー化の促進を目的として、劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充を図るための所要

の改正及び項ずれに伴う対応によるものでございます。

続きまして、令和9年1月1日施行分でございます。

新旧対照表の4ページから10ページをご覧ください。

第36条の2、町民税の申告、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の関係でございますけれども、これについては、公的年金等の支払いを受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しに伴う必要の改正によるものでございます。

続きまして、新旧対照表の20ページをご覧ください。

附則第6条、特定一般用医薬品費等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例の関係でございますけれども、租税特措置法の規定による特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を平成30年度から令和9年度までを平成30年度以後に改めるものでございます。

続きまして、令和9年4月1日施行分でございます。

新旧対照表の10ページをご覧ください。

第63条、固定資産税の免税点についてでございますが、家屋にあっては現行20万円を30万円に、償却資産にあっては、現行150万円を180万円に満たない場合に引き上げ、固定資産税を課さないものであります。

続きまして、令和10年1月1日施行分でございます。

新旧対照表の3ページから4ページ、24ページをご覧ください。

第34条の7、寄附金税額控除及び附則第9条の2、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等の関係でございますけれども、これにつきましては、国の防衛費増額の財源確保による復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税創設に伴う必要の改正でございます。

続きまして、新旧対照表の36ページから38ページをご覧ください。

附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の関係でございますけれども、当該課税の特例の見直し及び適用期間の延長に伴う改正であります。

最後に、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日に属する年の翌々年の1月1日施行分でございます。

新旧対照表におきましては22ページ、また40ページから42ページをご覧ください。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例及び今回新たに規定される附則第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の関係でございますが、特定暗号資産取引に係る課税について、総合課税方式から上場株式等と同様の申告分離課税方式へ変更するなどの見直しに伴う所要の改正によるものでございます。

以上、その他、字句の修正等の改正も併せ、長柄町税条例の一部を改正するものです。

今回、政令公布日と施行期日の関係上、議会を開催する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、賦課徴収事務処理の都合上、やむを得ず専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上で、主な改正内容等について、補足説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三枝新一君） 月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 先ほど、私のほうで税務住民課長から補足説明ということで言わせていただきまして、可決と申してしまいました。

皆様に承認していただけるようお願い申し上げます。

以上でございます。訂正になります。よろしくお願いします。

○議長（三枝新一君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び令和8年度税制改正大綱に基づき、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部が改正されたことに準じ、本条例の規定についても同様に改めるものであります。

当該関係規定の施行日につきましては、本年4月1日からの施行となり、既に施行されており、このたび政令公布日と施行期日の関係上、議会を開催する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

詳細につきましては税務住民課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 承認第2号 長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び令和8年度税制改正大綱に基づき、国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の一部が改正されたことに準じ、本条例の規定についても同様に改めるものであります。

それでは、附属資料の2のほうをご覧になっていただければと思います。新旧対照表になります。よろしいでしょうか。

それでは、新旧対照表の1ページから2ページになります。

第2条第2項及び同条第5項並びに第21条第1項中、基礎課税額の賦課限度額を現行の66万円から67万円に改めまして、また、令和8年度から新たな徴収区分として創設された子ども・子育て支援納付金の賦課限度額を3万円に設定するものであります。

続きまして、2ページから3ページ、第21条第1項第2号中、5割軽減に関する所得要件に関する規定部分ですが、現行の30万5,000円を31万円に改め、同条同項第3号中、2割軽減に関する所得要件に関する規定部分でございますけれども、現行の56万円を57万円に改めるものであります。

この改正により、5割、2割それぞれの軽減判定の幅が広がり緩和されることとなります。

次に、2ページに戻りまして、よろしいでしょうか、2ページから7ページになります。

第21条第1項及び同条第1項第1号から第3号までの7割、5割、2割軽減の関係及び同条第2項の未就学児軽減の関係並びに同条第3項の出産被保険者産前産後軽減に関する規定部分でございますけれども、後期高齢者支援金分、介護納付金分と同様、子ども・子育て支援納付金についても、低所得者、未就学児、出産被保険者の産前産後期間の各均等割額における7割、5割、2割軽減、また、出産被保険者の産前産後期間については、所得割額についても軽減を適用し関係規定を整備するもので、その他、国法令条ずれに伴う適用条文の改正や接続詞の修正、18歳以上被保険者均等割額を規定に追加するなどであります。

また、7ページ中段以降、第3項の次に新たに第4項の規定を整備するものでございますが、内容として、当該制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子供がいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満の被保険者、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供になります、に係る均等割額の10割軽減の措置を講ずるものでございます。

なお、当該関係規定の施行日については本年4月1日からの施行となり、既に施行しております。

今回、政令公布日と施行期日の関係上、議会を開催する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、賦課徴収事務の処理の都合上、やむを得ず専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上、改正内容について補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三枝新一君） ご苦労さまでした。

説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長柄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号～議案第4号の上程、説明

○議長（三枝新一君） 日程第10、議案第1号 契約の締結について（普通河川刑部川護岸整備工事）から、日程第13、議案第4号 令和8年度長柄町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

初めに、議案第1号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本事業は、一宮川に接続する普通河川刑部川の120メートル区間の線形改良及び護岸整備を行うものです。

このたびの契約は、最終整備区間42メートルについて護岸整備を実施するものであります。

事業の実施に当たり、去る5月18日に一般競争入札を実施したところ、5,005万円で、茂原市茂原1310番地、株式会社三枝組代表取締役、三枝輝久氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものがあります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第1号の説明が終わりました。

続いて、議案第2号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、本町が本年3月に国の関係7府省庁が共同で選定しているバイオマス産業都市に認定されたことから、別表中バイオマス産業都市構想策定協議会の委員長の項及び委員の項を削り、バイオマス産業都市推進協議会の委員長の項及び委員の項を加えるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第2号の説明が終わりました。

続いて、議案第3号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、日吉団地町営立鳥住宅の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

前田建設環境課長。

○建設環境課長（前田友和君） 議案第3号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をいたします。

町営立鳥住宅につきましては、昭和60年に建築され、平成中期から結露によるカビ被害が発生し始めました。これまでに3回防カビ対策工事を実施いたしましたが、十分な改善が見られなかったため、新規入居者の募集を停止することとなりました。

その後、令和元年度の大雨により床上浸水被害を受けたため、1階の入居者は2階住戸へ

の住み替えを行い、対応してまいりました。しかし、長年にわたり住環境の改善が困難な状況が続き、建物の老朽化も進行していることから、入居者の安全及び健康的な居住環境を確保するため、昨年12月議会におきまして、入居者退去に伴う補償補填及び賠償金10戸分の予算を確保させていただきました。昨年度末には全ての世帯の退去が完了したことから、このたび用途廃止をするため、本条例に掲げる別表から当該住宅を削除しようとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 議案第3号の説明が終わりました。

続いて、議案第4号の提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第4号 令和8年度長柄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万円を追加し、補正後の予算総額を40億3,072万円とするものです。

主な内容は、関係7府省庁が共同で選定しているバイオマス産業都市について、有識者で構成する選定委員会の審査結果を踏まえ、令和8年3月3日に町が認定を受けたことから、当該事業の推進を図るための経費を予算計上するものです。

詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第4号 長柄町一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

5款1項3目農業振興費、05細目バイオマス産業都市推進事業172万円の増は、本町がバイオマス産業都市の認定を受けたことから、構想策定に係る経費を減少する一方、推進協議会に係る委員報酬や食糧費、当該事業を町民にはもちろんのこと対外的にも広く周知するための業務委託費を計上するものです。

また、バイオマス産業都市に認定された全国の自治体や当該活動に賛助協力する民間企業などで構成される推進協議会に入会するための負担金や、バイオマス資源を活用した堆肥や肥料を用いて収穫された米の食味分析費用の補助を行うなどの町推進協議会への補助金を計上するものです。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

ページ戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

21款1項1目繰越金、1節前年度繰越金172万円の増は、財源不足に伴う増額補正を行うものです。

最後に、債務負担行為補正を行いますので、4ページ、5ページをお開きください。

放課後児童健全育成事業について、令和8年度から令和11年度までに9,037万円の設定を行います。当該事業に係る現在の契約が9月末までとなっており、今後新たな契約手続を進めるに当たり、3年間の契約を予定していることから、令和11年9月末までの債務負担行為を設定するものです。

以上、一般会計の補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（三枝新一君） お疲れさまでした。

議案第4号の説明が終わりました。

以上で一括議題とした議案第1号から議案第4号までの説明は終わりました。

お諮りします。

日程第10、議案第1号から日程第13、議案第4号までについて、本日は説明を聞くことにとどめ、後日、質疑、討論、採決したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第1号から日程第13、議案第4号までについて、本日は説明を聞くことにとどめ、後日、質疑、討論、採決することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日10日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時05分

令和8年長柄町議会第2回定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月10日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 諸般の報告（議長の報告）

日程第 2 議案第 1号 契約の締結について（普通河川刑部川護岸整備工事）

日程第 3 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 3号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 4号 令和8年度長柄町一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

日程第 7 発議案第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書について

出席議員（11名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	岡 部 弘 安 君	7 番	鶴 岡 喜 豊 君
8 番	池 沢 俊 雄 君	9 番	本 吉 敏 子 君
10 番	古 坂 勇 人 君	11 番	高 橋 智恵子 君
12 番	三 枝 新 一 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	若 菜 聖 史 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君
税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	佐 藤 幸 子 君

福祉課長兼 地域包括支援 センター長 福祉 センター長	牧 野 正 幸 君	建設環境課長	前 田 友 和 君
産業振興課長	山 田 比呂貴 君	会計管理者	安 部 吉 輝 君
防災対策室長	大 谷 寛 君	教 育 長	酒 井 昌 史 君
学校教育課長 兼 学校給食 センター所長	上 島 雅 宏 君	生涯学習課長 兼 公民館長	佐 藤 幹 宏 君
選挙管理 委員会書記長	若 菜 聖 史 君	農業委員会 農事務局長	山 田 比呂貴 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	内 藤 文 雄
議 会 書 記	福 士 結 彩	議 会 書 記	加 藤 皐 輝

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（三枝新一君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三枝新一君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第2、議案第1号 契約の締結について（普通河川刑部川護岸整備工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 契約の締結について（普通河川刑部川護岸整備工事）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第3、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回、バイオマス産業都市推進協議会の委員の関連が追加になったということですが、この日額に関しての算定基準というのは、どのように出されたのでしょうか。

○議長（三枝新一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） お答えいたします。

本件につきましては、平成29年3月の定例会に報酬額の改正を上程させていただいております。これにつきましては、長柄町の執行機関の附属機関設置等に関する条例に規定のない要綱、規則等で定めていた委員会等の委員の報酬が当時5,000円でした。5,000円であったということから、この条例にないものと条例にあるもの、これを併せ、当該条例に規定する委員会の委員報酬についても統一を図ったということとされております。

金額の算出根拠でございますけれども、近隣の町村を見てもこの5,000円前後ということで、当時、本町で定めていた5,000円をその旨統一の額として定めたものでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと近隣の云々という話が出ましたけれども、このバイオマス都市云々というのは千葉県で初めて本町が取ったわけですね。ただ、近隣にはそういう例はないわけです。それで、この表にあるように、日額のばらつきと、あと日額と月額に分かれていますということ、今回この日額5,000円もしくは委員長は5,500円ですか、これをこの額で定めた、しかも日額にしたというのは、何らかの根拠がないとちょっとよく分からないんですけれども、そこをちょっと説明いただけますか。

○議長（三枝新一君） 答弁を求めます。

若菜総務課長。

○総務課長（若菜聖史君） これから行われます協議会の開催がおおむね3回程度を予定しているということもございますので、日額ということで定めさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） すみません、確認なんですけれども、3回というのはどういう期間で3回なんですかね。毎月なんですか、それとも毎年なんですか。それとも、この協議会が存在している間に3回行くと、どの範囲で3回というふうなお話になっているのでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

3回の根拠といたしましては、事務局といたしましては、3か月に1度という形で今年度は予定しているというところでございます。

以上でございます。

〔「次の質問です」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 宮坂議員、3回やっていますので、次の質問だったら受けられますけれども、一応その質問については終わりです。3回ルールがあります。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） いやいや、3回です。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） 違う質問に変えてください、質問するんですしたら。

〔「関連理由ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 関連理由……、中身は一緒ですか。

〔「この金額に関連することいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 別の質問に変えてもらいたいんですよ。一応3回やっていますので、同じことをですね。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） 同一質問になっていますので、一番最初に質問されたものの関連できていますので、それが3回ですよ。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） 内容的にです。質問の内容的にです。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） そうですね。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） 一応、3回にしますという条例になっていますので、それでそういうふうに判断したわけです。ですから、今まで質問されたものに関しての質問が3回続いていますので、3回以上はできませんから、それ以外の質問に変えてくださいというお願いなんですよね。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） そうですね。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） 3回です。条例に対する……

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） 全部です。

以上です。

じゃ、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○議長（三枝新一君） じゃ、納得しますね。

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第２号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第４、議案第３号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第３号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（三枝新一君） 日程第５、議案第４号 令和８年度長柄町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

宮坂議員。

○２番（宮坂陽一郎君） これも同じように、今回、バイオマス産業云々というのがあるんですけれども、ここでほとんどが委託料になっているんですよね。これは何を委託しているんですか。広報支援業務という、これがほとんどの金額ですよ、150万円の。この内容をちょっと知りたいんです。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） 答えいたします。

こちら委託料の内容につきましては、大きく分けてプロモーションの動画の作成費、それから堆肥を活用したお米のPR、それから予算内で可能であればロゴの作成というところで委託料を計上したところでございます。

こちらプロモーションにつきましては、この構想の取組や地域内循環の内容を発信し、認知度の向上や理解促進を図るためのPR動画を予定しております。また、お米のPRといたしまして、今回、千葉大学内の食堂、それからカフェでの提供や学内イベントにおいておむすび等を販売するなど、資源循環の取組について発信する機会を設け、周知につなげてまいりたいと考えております。

また、ロゴの作成につきましては、こちらPRを兼ねて行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（三枝新一君） 宮坂議員。

○２番（宮坂陽一郎君） ちょっと気になるんですけれども、これあくまでも、この推進協議会ですか、ここで決められた結果でいろいろ決まってくるわけですよ。そうすると、今期は３回しか行われないということで、３回でこのプロモーション等につながるような明確な

結論とか形として何か決まるんですかね。それとも、来期も続けるんですか。どうなんでしょう、ちょっとそこを詳しく。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） こちら3回という形でございますけれども、その中でさらに推進協議会のほかに部会というものも設置します。その中での意見を推進協議会のほうで取りまとめて町と調整していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） よろしいですか、挙手ですね。

宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとまた分からなくなっただけですけども、その部会というのは、この協議会で先ほど日額5,000円という話がありましたけれども、この部会に関してはそういった報酬はないんですか、それともあるんですか。どちらでしょう。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

部会のほうにつきましては、報償費のほうはございません。あくまで意見交換会という形で開催をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（三枝新一君） 3回になっていますので終わりです。

〔「もう最後です」「もう終わりです」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 終わり、3回やっています。

7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 私のほうから、推進協議会の人数、また及び委嘱する方々、どういう方に委嘱するのか分かるでしょうか。

○議長（三枝新一君） 答弁願います。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

推進協議会の委嘱予定の方につきましては、策定協議会の委員さんを基本としまして、今後、構想を実際に進めていく段階に移行することから、新たに体験型農業の実施団体や金融

機関などを新たに参画をお願いしようと考えております。

人数につきましては、おおむね10名前後という形で立ち上げを予定しております。

以上です。

○議長（三枝新一君） ほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 令和8年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、採決

○議長（三枝新一君） 日程第6、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、日程第7、発議案第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。お諮りします。

本発議案2件は、昨日の本会議において採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり可

決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議案第2号 国における2027年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（三枝新一君） 挙手全員。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三枝新一君） 以上で本定例会の会議に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三枝新一君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和8年長柄町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時20分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員